

参議院通商産業委員会會議録第九号

昭和二十六年十一月十三日(火曜日)午
後一時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長
理事

竹中 七郎君
古池 信三君
廣瀬 兵衛君
栗山 良夫君
結城 安次君

委員

入交 太蔵君
中川 以良君
松本 昇君
片岡 文重君
小松 正雄君
島 清君
山川 良一君
境野 清雄君

政府委員

公正取引委員会
事務局総務部長

事務局側

常任委員
会専門員
常任委員
会専門員
小田 橋貞君
山本 友太郎君

説明員

通商産業省
通商局長
松尾 泰一郎君
中小企業庁
振興部長
松尾 金蔵君

参考人

社団法人日本貿
易協会専務理事
日本中小企業
連盟専務理事
廣谷 善一君
稲川 宮雄君

本日の會議に付した事件
○通商及び産業一般に関する調査の件
(事業者団体法改正に関する件)

○委員長(竹中七郎君) 只今より通産
委員会を開きます。

本日は公報でお知らせいたしました
通り事業者団体法に關しまして経済界
の御意見を拜聴し、当局の御方針を伺
うことにいたします。本法の改廃問題
はもう議論の段階ではなく現実の段階
に來ておるといふ意見もありますが、
各方面の研究も進み、各党においても
具體的改正案を用意している向きもあ
るようでありますから、この際いま一
度この問題を取上げて、今後の對
策具體化への推進役を務めることも、
あながち無駄とはおぼしめさないよう
に存じますので、本日の委員会とな
つた次第であります。参考人のかたが
たには誠に御多忙のところ御苦勞様で
ございました。公報でお知らせ申上げ
ました中の郷司さんは御病氣でありま
すし、吉阪さんも親戚が御病氣でお見
えになることができませんでした。そ
の代りに日本貿易協会の専務理事の猪
谷さんが御旅行の御日程を変更になり
ましてわざわざ御出席下さいました。
厚く感謝いたします。又豊田さんは御
都合が悪く、その代り稲川宮雄さんが
お見えになりました。誠に御苦勞様で
ございました。公報と違つたことになつ
たことを委員各位にお詫びを申上げる
と共に御了解を得たいと存じます。で
ありますから、本日はお二人から御意
見を承りたいと存じます。本日は貿

易關係と中小企業關係から事業者団体
法について御意見を承ることになり
ました。これは前国会で日産協、鉄
鋼連盟、百貨店等の御意見を伺つたの
で、それと互いに補充することにな
り、或る意味では好都合ではないかと
存じます。それで議事の進め方であ
ります。先ず参考人のかたの御意
見を伺つて、次に政府当局の説明を聞
き、その上で質疑に入らうと思ひま
す。御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないと
認めます。

それでは先ず猪谷さんにお願ひいた
します。日本貿易協会専務理事猪谷善
一君。

○参考人(猪谷善一君) 只今委員長よ
り御紹介にあずかりました猪谷であり
ます。委員長のお話にもありますこと
く、事業者団体法の改廃問題は業界と
しましては議論の段階は過ぎて
おると確信しておるのであります。業
界におきまして昭和二十二年の八月
十五日制限付ではあります。民間
貿易が再開されました以来輸出入業法の
高き強い希望を以て進んで参つたので
あります。すでにその間数年の日子を
経過しておるのであります。折角
政府御当局並びに立法府におかれまし
てもいろいろと御高配を頂いておるの
であります。引続き貿易界に対する
事業者団体法の適用を受けて今日まで
参つておるのであります。一年に一遍
ずつ全国の貿易業者は大会を用いてお

るのであります。最初に力強い希
望をもちましたのは昭和二十三年の十
二月二十二日でありまして、又翌年の
昭和二十四年の四月十五日にも同様な
決議をして政府並びに議會に對して
御陳情申したのであります。趣旨は獨
占禁止法の精神はいいが、併しこの貿
易に關する限り公正なる競争と互助の
精神を発揮するためには、よろしくこ
の輸出に關しては除外規定を設けても
らいたいといふのであります。換言す
れば、アメリカにおきましては独占禁
止法がありまして、こと輸出に關し
ましては一九一八年に制定されました
ウェッブ・ポメルン法によつて独占禁
止法の除外を認めておる、こういう精
神を日本においても実行相成りたいと
いう希望であります。通産省におかれ
ましては特に熱心にこの問題をお取上
げになりましたが、一昨年であります
か、その草案が日本経済新聞だつたと
思ひますが、漏れたためにスキヤツプ
より批評がออกมาして到頭流産してしま
つたような苦い経験を持つのでありま
す。併しかようにアメリカではウェッ
ブ・ポメルン法というものがあつても
かかわらず、日本に終戦後参ります
アメリカの行政官吏若しくはミッシヨ
ンのかたは、輸出に關する限り事
業者団体法を除外してもらいたい、
改正してもらいたいという希望に對
しましては非常に力強い反對をして
おります。私もその趣旨を体しま
して、或いはローガン構想を作つた
ローガン氏、或いは又マイケル・リー君

等によつたのであります。が、
いつも反對を受けたのであります。
これらの人々の考えではアメリカに
あるウェッブ・ポメルン・アクトはこ
れは非常に惡法である。惡法であるから
我々の理想とすると、この日本にこ
ういふ惡法を再現することは好まない
といふのであります。又この一つの理
由として、一九四三年、四四年頃
から輸出業法に基きますアメリカの
輸出組合が独占禁止法違反事件を若干
起しておるのであります。そのケ
スが決定せざるうちに日本に同じよう
なことを許すといふことは我々として
賛成しがたい、かような理由で反對し
ておるのであります。最近私ワシント
ンへ参りまして同じ問題につきまして
商務省を訪ね、日本班長のミス・ア
ダ・エス・ペナシエードという、これは
日本貿易の班長であります。これは
人との問題で議論したのであります。
が、すでにリッヅウエイ大將の聲明
で一切の法律は改廃、すべて日本の立
法府に任してあるのだから君の言うこ
とはこれは日本の議會の立法によつて
如何ようにもできるのではないかと
いう議論を私にしたのであります。そ
れを兼ね考えまして、非常に機は熱し
ておるのじやないかと、かように思
つておる。今アメリカでは現在こ
のウェッブ・ポメルン・アクトにより
まして認められております輸出組合
は、即ち独占禁止法により適用除外と
なつております組合は最近の数字で
は五十二、三あるのであります。併

し非常に中小企業の組合でありまして、アメリカ全体の輸出の割に以下の実績を持つてゐるに過ぎないのであります。御承知のごとくアメリカでは貿易自体が非常に国民経済の上にウェイトが少いのでありまして、恐らく最近の数字ではアメリカ全体の生産額と輸出額を比べますならば五割乃至六割かと思ひますが、その五割、又六割の中で一割がこの輸出組合によつて扱われておる金額でありまして、その点から言いますとアメリカのウェット・ボルメンという法律によりまして影響は非常に少い、少いといふことが言えるのでありまして、その点若しも日本でこゝういつた同じような立法で貿易に関する事業者団体法の大きな改正をおやりになりまするならば日本国民経済の上に占めまする取扱上のウェットがアメリカと比較にならないほど大きいことは、これは確かでありまして、その点は従つて若しも我々の理想とするような事業者団体法の改廃が貿易に関する限り、これが出ますならばいさしくもその面に當るものが日本の国民経済にはね返りがないうちに、よほど嚴重に、よほど冷静に、公平にこれは業務を運営しなければならぬといふことは、アメリカとは全く事情が違ふのではないかと、かように考えるのであります。御承知のごとく第二次大戦後は物資が世界的に不足しましたために、暫らくはサブライザー・メーカー、セーラーズ・マーケットだつたのであります。併しセーラーズ・マーケットと言ひながら御承知のごとく第二次大戦後は各国におきまして、日本の持つておりましたような貿易公団と同じような力強いバイヤーができて参つたのであります。

いわんやセーラーズ・マーケットの時代は短かくて、バイヤーズ・マーケットになつたのであります。バイヤーズ・マーケットになるとともに御承知のごとく各国におきましては、政府が一手に購入するところの機関はイギリス、フランス等においても見られるのであります。こゝういふ一つの大きな力強い購入機関に対抗するにはやはり売手のほうも固結しなければならぬといふので、現在アメリカでは學者の間でも第二次戦争後はむしろウェット・ボルメン法によりまして貿易組合法の精神、又その運行がより必要であるといふことを言う學者も現れたんであります。その一例としてハバード大学のメイソン教授の著書を挙げることもできるかと思ふのであります。御承知のごとく日本では本年の六月以後、或いは輸入の資金、輸入の手当資金の便問題或いは又輸出タレム或いは輸出キャンセル等が起りました。以来、貿易界は非常に沈滞期に入つたのであります。そこでこのややもいたしますと金が欲しいためにコストを割つて売りました。僅かの金融のギャップを埋めるためにダンピングをするものが起つて参る、こゝういふ事情が発生したのであります。それをまあ修正するために通産省がチエック・ブライスを若干の物資について制定されている次第であります。チエック・ブライスは日本の国民経済に今日若干の弊害もあるにかかわらず、相当に有効であるといふことは、如何に貿易に関する限りは価格統制が必要であるかといふことを意味するのであります。日本側におきましては、チエック・ブライスにつきましては、いろ／＼と批評

評があります。それは生きものである。ありまする市場価格が機動的に運営されんといふ意味においての批評でありまして、併し若しもこれが輸出業法といふようなものが許されるならば、これによつて自主統制が価格統制について行われますならば、非常に有効で而も業界も非常に喜んで頂けるといふところがあるのではないかと考えられるのであります。又御承知のごとく大きなアメリカへの輸出商品であります生糸が非常に値段がフラクシオネートする。ために、アメリカの業者自体の利益を侵害するといふので、アメリカの業界自身が非常に生糸に関する限りの輸出業法の制定を迫りまして、先般のニューヨークの生糸業者大会において、司令部のマクダモット氏が日本では事業者団体法があつて、そゝういふことは罷りならぬといふ声明をしたのに対して、非常に力強い反響をアメリカの業者が加えたといふことがありました。關係上、幸い皆様の御努力によりまして一応の条約協定の特別制度ができたわけでありまして、これなんかもやはりチエック・ブライスの同じように貿易に關しては輸出業法が必要であるといふことを我々に示すものであります。更に又、輸出の大宗たる綿業につきましてもイギリスが非常に輸出業法の制定、即ち事業者団体法の改廃を希望しているのであります。この七月にマシオン・チエスターに参りまして、イギリスの綿業団と会談したのであります。そのときに世界の綿業の安定のためには、更に又イギリスの綿業の安定のために日本が諸和条約批准後事業者団体法の憲法を改正されて、そゝうしてイギリスと國際的な協定を結ぶといふ

ことは、日英双方にとつて幸福であるといふことをマシオン・チエスターのコメント・ボードの幹部諸君が口を揃えて言つておつたような次第であります。かようなわけでもう少し今日は、以上申し上げた若干の事例に示すごとく、日本の国民経済の発展にはどうして輸出業法の制定が必要でありまして、幸い日本の貿易は伸びておるとは言ひますが、併し昭和七年頃我々の輸出は世界で第五位であつたのであります。イギリス、アメリカ、フランス、ドイツに次ぎまして我々は第五位の地位を占めておつたのであります。昨年は非常に貿易が伸びたと云われたのであります。が、なお且つ輸出の面では世界の三十数番目の劣等位でありまして、これは生産力の十分なる復興、殊に貿易業の十分なる回復がないといふことも原因であります。こゝういつた悪法によつて、我々の手足が縛られておるために十分に発展ができないといふことが一つの大きな原因であると思ふのであります。我々として事業者団体法の個々の改正よりも、むしろ事業者団体法或いは独占禁止法に一條お入れ願ひまして、そして輸出業を例外的に扱い、別に輸出業法というやうな単行法をお出し願ひまして、そゝうして国民経済にはね返りのないやうな輸出に関する業者の価格協定、取引条件の協定等の結合的な行為をお認め願ひたいといふことが一番いいのではないかと、かように考えるのであります。先ほど頂きました加藤委員の原稿にもありますごとく、今日はいづれの国も緊密なる連絡をとつて輸出には歩調を揃えております。加藤委員の原稿では、ボンペーではフランスの十九

社、オランダの三社が共同代理店を持つて一致した歩調をとつておるといふ実例があります。或いはパキスタン、或いはインド等のプラントものの輸出に關する動きを見ますと、イギリスは殊にその例であります。イギリスは殊にその例であります。イギリスは殊にその例であります。日本ではこの非常に業界の力が弱かつた關係もありまして、不当なビーティングをやつて非常に国民経済上損を受けておるのであります。小さな雜貨等につきましてはよく聞くとあります。が、例えばタイでミシンが一時たくさん売れたときがあります。そのときにこのミシンが、船が入るたびに安いミシンが入つて来る、そのためにこの日本全体が国民経済的に取るべかりしドルを失つた以外に、そのミシンを扱いますパソコクの商人が非常に迷惑を受けて、中には破産したやうな商人も起つて来る、こゝういふやうな実例がしばしば起つておるのであります。我々の希望するのには公正なる競争、これが今日のやうな法律の下では過當な、行過ぎの競争が行われまして、そのために相手の競争も迷惑を受けるし、日本の経済自身も非常に損害を受けて、国民経済の発展を阻止しておるのであります。委員長の御命令によりまして一言我々の考えます輸出業法の希望を述べまして御参考を資し、皆様の御叱正を仰ぐ次第であります。

○委員長(竹中七郎君) 有難うございしました。次に稲川さんにお願ひいたしました。日本中小企業連盟理事稲川宮雄君。

○参考人(稲川宮雄君) 本日は会長の

きない。事業者団体法にいわゆる事業者団体と同じ取扱を受けて行くという関係になつておりますが、零細な業者が集つて、そしてそれが更に全国的な連合会を作りまして、決して独占行為に亘るといふような危険はありませ

んし、仮に独占行為に亘るようなことがあつた場合には、別に取締方法があるわけでありまして、広い地域の連合会に對しても経済活動を認めるといふように取計らつて頂きたいのであります。そういう点に對する改正が実現されますれば、組合は事業者団体法の適用を除外されておりますので、その組合によつて必要な活動ができるということでありまして、特に事業者団体法なり、或いは独占禁止法自体を改定するということに對する切実なる要求というものは少いのであります。切実なる要求はむしろ組合法自体の改正にあるということになるのであります。

なお一言附加して申し上げたいと思ひますことは、現在の組合員におきまして、この組合員お互いの協定というものはできるものであります。昔ありました商業組合とか、或いは工業組合等のように、組合員以外に對する統制というものはできないというところになつておりますが、最近のこの価格の暴落でありますとか、いろいろの問題からいたしまして、やはり員外統制までできるような強力なる組合というものが必要であるという意見が最近各方面におきまして、殊に織物の産地方面におきまして、非常に強く要望せられておる。これは實際問題といたしまして、非常にむずかしい困難な問題と思ひますが、実情から申しまして、

非常に強い要望が出ておるということ、この際特に附加えたいと思うのであります。

非常に簡単でございますが、以上中小企業の立場から事業者団体法に對する意見なり、希望を申し上げた次第でございます。

○委員長(竹中七郎君) 有難うございました。御二人に對する質問がたくさんあることと思ひますが、その前に政府当局より事業者団体法改正に關する方針を承わりたいと存じます。先ず公取の御説明をお願いします。内田藤雄君。

○政府委員(内田藤雄君) 只今御紹介にあずかりました内田でございます。先ず事業者団体法の改正の現在までの模様をあらまし申し上げます。

事業者団体法の改正の問題は、すでに同法が制定せられた昭和二十三年の秋頃から早くも取上げられたのでございまして、そのときにおきましては、約九カ月ほど関係方面と交渉をいたしました結果、結論といたしましては、こういう法令の改正のことについて、公取が指導権を持つて取上げることは妥當でないから、こういう意見があらまして、一応その問題は打切られたのでございまして、併しながらその後各方面からのこの法律に對する修正意見につきましては、我々といつたしまして勿論耳を垂れおつたわけではございませぬ。殊に本年一月頃でございますが、物議法の改正問題にか

らみまして、いわゆる自治統制の問題が起りまして、再びこの問題が世上にやかましくなりまして以来、我々といつたしまして、終始その研究を続けて参りました。殊に御承知のごときリッジョウイ声明がございまして、政府に

おかれました。政令諮問委員会において、第一にこの問題が獨禁法の改正と共に取上げられましてから、我々といつたしまして、まさに現実の問題として、政府に御意見も申上げましたし、我々内部におきまして、できる限りの研究をして参つたのでございまして、それで政令諮問委員会の結論が七月の中旬頃でございまして、一応出しまして、その答申に基きまして、政府におきまして、大体内閣において審議せられたのでございまして、各経済官庁の意見を聴取せられ、又我々のほうからも御意見を提出いたしまして、その結果一応の政府の方針が七月の下旬頃であつたと思ひますが、大体の方針ができたわけでございます。その後関係方面と折衝いたして、今日まで至つておるのでございまして、なおちよつと申し落しました、これは団体法だけではございせんので、獨禁法の改正というものと一緒になつておりますが、それで一応のこちらからの腹案を関係方面に出しておるのであります。今日まで何らの回答もないという状態でありまして、その交渉に主として最初当られたのは、内閣官房長官又はその代理のかた、法制局或いは安本のかた、が当られまして、我々としてはそのときには関与いたしておりませんでした。と申しますのは、政令諮問委員会において取上げられました経緯、又その答申に基きまして政府で取上げられました経緯から見まして、これは政府つまり内閣が取上げられるべき問題であり、我々やはい政府の一員ではあります、少しく承統の違つた我々としては意見を申上げるのも、これに對して臨におるべきで

あるという考え方からあります。又もう一つの理由は、従来の我々の経験から申しまして、冒頭に申上げましたように、公正取引委員会がこの法律の改正問題につきましてインシヤチダをとることは妥當でないという経緯からでもございまして、併しながら数回政府におきまして折衝せられました。と、結局我々にも介入せよということでありまして、九月の下旬でありましたか、私も関係方面に参りまして、又その後のみならずその後と申してよろしうございまして、我々といつたしましては終始連絡をとり、大体どういふことを考へておるかということに心して参りました。現在まで、先ほど回答がないと申上げましたが、その意味は、少くともこれをそのまま承認しようという意圖がないということは大體消極的にわかるわけでありまして、併しさればと言つて、いかんという意圖はまだ表明しておらんわけでありまして、大體只今申しましたように我々が常時連絡しておりますところから得ました情報、又は我々の想像を混じえて申上げますと、現在なお関係方面は獨禁法の四條及び六條の問題に手を触れることは好んでおらんということ、明らかなように思われます。併しながらその以外の条文につきましては、積極的な意向はつきり酌み取り得ないのであります。想像を申上げますならば、獨禁法につきましても例へば四章の予防規定のごときについては或る程度改正しても實質的には異存はないという肚ではないかと想像いたします。が、団体法についても或る程度の改正は實質的には異存はないかと存じます。ただ何故實質的ということを強調

いたすかと言ひますと、一方におきましてはこういう考えがあるのであります。それは現在まだ占領下におきまして、これらの法令の改正が行われるということは、申すまでもなく関係方面の承認を要するわけでございますが、もう数カ月すれば講和条約の批准ができるのである。そのときには日本は獨立国になるのだから、そのときに日本政府が、うち日本国民に對し、又、それ諸外国に對して日本の全責任においてこれらの法令の改正を行はばよい。何故に今急いで講和条約の批准を目前に控えた今日、改正しようとするのであるか、こういう考えではないかと想像いたします。

なお、いわゆる団体法の改正の非常に狙つておられますところは、いわゆる自治統制を或る程度やりたいということではないかと存じますが、この点につきましては、本年の一月以来、物調法の改正問題にかみまして、いわゆる自治統制の問題につきまして、折衝した経緯から想像いたしますと、現在の段階におきましては、関係方面の承認を得ることはなか／＼容易ではないのではないかと認められます。あのときにも經濟安定本部において主管せられて、我々も多少お手伝い申し上げまして、相當限定的な範圍において自治的な統制を認める途を法律において開きたいということ、数度折衝いたしたのであります。が、そのときの関係方面の意向というものは、かなり強硬なものでありまして、事業者に自治的な物資の統制を行はせるといふことは、極端に申せば行政権の放棄であり、民主主義の根本原則に反する。こ

ました。つまり民主的に成立した政府が、国民全体の利益のために政府の責任において物資の配給その他を行わずして、或る特定の私人に、或いは私的団体をしてこれを行わしめるといふことは、只今も申しましたように全国民の多数によつて選ばれた議員又はその議員の多数から選ばれた政府がこれを行わずして、その他のものがこれを行うといふことは、行政権の放棄であり、或いは民主主義の根本原則に反する。大体こういう論理でありまして、単に経済的な意味で反対するといふよりも、政治的な色彩さへもその論議に加えておつたように當時認められたのでございます。

次に輸出組合の問題であります。これは立法の技術といたしましては、輸出組合法という特別法を作りまして、その法律を以ちまして独禁法及び事業者団体法の適用除外をいたしますれば、それで済むわけでありまして、併しながら現在只今まで申上げましたところから御想像もつくかと思ひますが、独禁法の四条及び六条に手を着けることを極力避けようとしております。ような状況では、これも現在の段階においてははなから容易ではないのじやないかと想像いたします。先ほどのお話しにもちよつと出ておりましたが、アメリカにおいてウェッブ・ポメルン法といふものがあつて、輸出に關して或る程度適用除外しておることは事実である。併しながらアメリカの場合においては専ら中小企業者がこういう組合を作つておるのであり、而もその組合によつて扱われている量は極めて僅かなものである。ところが若し日本においてこの種の法律が制定せられるなら

ば、恐らくは日本においては大事業者を含めて或る業種のもの全部組合を結成するといふやうなことになるのではないかと、その公算が非常に大きいのではないかと。若しやうな場合、これは実質的に一つの統制組合が再現するものであり、且つ一旦対内的に仮に価格の協定が行われた。これは輸出のためだと言つても、対外的にもその価格が維持せられる公算が大きいのではないかと。外のための協定であると言ひながら、實際国内における競争も実質的に全く制限せられることになるのではないかと。つまり輸出組合法を制定することによつて輸出のためと稱しての業者の協定を全然不利益にしてしまふならば、国内における競争といふものは全く影をひそめることになるのであつて、実質的には独禁法に大きな穴をあけるのと同じことである、これが一つであります。伝えられる意見が御紹介いたすわけでありまして、それから第二には輸出に關してやういふ巨大な組合ができた場合には、結局或るものに關して一つの独占状態が生れることになるのだから、そのときこそ最も有力なダンピングなどを行う虞れがある、又業者側は輸出組合ができないための不便をたくさん並べるけれども、仮に輸出組合のごときものができ上つたときに外国が黙つていてと考へるのは余りに単純である。外国側も又これに對抗した措置をしないといふことがどうして保証できるか、結局日本の輸出を増進するといふことに果して利益になるか、不利益になるかといふことはわからないのではないかと。大体こういう説でございます。

それから中小企業の問題につきましましては、稲川さんのお話で、若し我々のほうの運営におきまして中小企業のかたがたに不公平であるとか、苛酷であるとかいふことがございしますならば、これは勿論十分運営に注意しなければならぬことと考へますが、少くとも我々といひましてそういうことを意図してやつたことはいつてもおりません。ただ御承知のようにこれらの法令におきまして違反となりますために、立証といふ問題がいつも付きまとうものでございします。或いは結果におきましてそう認められるやうなことがあつたかも知れんと存じますが、これは今後十分に氣をつけることにいたします。併し先ほど御説にございしましたように、我々といひましても中小企業の問題につきまして一番頭を悩ましておられます問題は、やはり中小企業等協同組合法におきますその組合結成の条件がいろいろ窮屈であるといふことが問題ではないかと存ずるのであります。最近伺いますところでは通産省のほうにおかれましてその改正を研究しておられるやうでございまして、近々我々のほうにも御連絡があるとか伺つておりますので、先ほどのお話の趣旨を十分に体しして善処いたしたいと考へます。私も自身といひましたしもう条件を或る程度緩和することは適切ではないかと考へております。ただ我々のほうの問題点としておりますことを御参考までに申上げます。果して何が中小企業であるかといふことをどういふ標準で区別するかというところが、立法の際にそう簡単には行かない場合があるといふことでございします。業種によりまして相当多くの人数を使つておつても中小企業と認め

なければならぬ場合がございしますし、業種によりましてはさほどの従業員を持つていない企業でも、これは中小企業と言えないのではないかと。いふ場合もございします。で、一律にその辺をきめるところに相当な無理があるのではないかと考へてございします。それから輸出組合の問題と中小企業といふことでございしますならば、中小企業等協同組合の要件を備えた業者がその組合をお作りになり、或いは又連合会をお作りになりますことは、これは差支えないわけではございません。輸出に關しましては当然その運営によつて或る程度はでき得るのではないかと考へる次第でございします。あとから氣付きましては又補足いたしますが、取りあへず以上申上げて置きます。

○委員長(竹中七郎君) 次に中小企業に關連する問題、特に協同組合法の改正並びに組合による員外統制に關して中小企業庁の説明を求めます。中小企業庁振興部長松尾金蔵君。

○説明員(松尾金蔵君) 中小企業に關するは先ほど稲川さんからお話でございしましたように、当面の問題として中小企業等協同組合法の改正で相当程度この問題の解決は行けるというつもりで中小企業等協同組合法の改正の案を今練つておるところであります。が、従来の運用経過を見ますと、先ほど公取委員会からお話のございましたように、確かに中小企業を一律にきめるといふことは非常にむづかしいやうであります。併し今度中小企業等協同組合法の改正等を考へることになると思ひますれば、やはりそこは或る程度法律で定め、又或る程度は法律の委任に基いて相当程度業種業態に

道應するやうな中小企業をの概念といふこともきめ得るのではないかと考へられます。いづれにいたしましても中小企業が新組合を作らうとする際に中小企業をの概念がはつきりしないために、折角協同組合法の保護の下に組合を結成されるやうに思われながら、いつ何時又独禁法なり事業者団体法に抵触することになるかわからないといふやうな不安定な状態を是非排除して参りたいといふのが我々の考へ方でありまして、従来決して公取委員会が意識的に中小企業に對して不公平な扱いをしたといふ氣持でされたとは我々決して思ひませんけれども、或る場合には中小企業といふ概念で先ず差支えがないではないかと思はれる場合にも、若干問題になつた場合もあるやうでありますので、できれば法律の中でやういふ運用に際して今後支障のないやうに改正の際にも考慮いたして参りたい、そういう考へで進んで参りたいと思ひます。どういふものを中小企業をの概念に入れようかといふことについては我々のほうで最後の決定はいたしてございしませんので、大体先ほど稲川さんからお話のありましたやうな点に大同小異ではありますけれども、もう少し研究をした上を進めたいと思つておるやうな次第であります。

○委員長(竹中七郎君) 次に輸出組合法に關しまして通商局の松尾次長から説明を聞きたいと思ひましたが、衆議院のほうにおきまして輸出信用保険法の本案をやつておりますので、来られませんか質問に移りたいと思ひますが、如何でしょうか。

○委員長(竹中七郎君) では質問に移

りたいと思います。どなたかお願いいたします。……それなら私からちよつと、今内田総務部長から輸出業法についてこれが独占の弊害を生ずるかも知れないという説を三點について御紹介になりましたが、これに對しましては反駁の余地があるかと存じます。猪谷さんから如何でしょう。

○参考人(猪谷善一君) 只今内田総務部長のお話の中に批評がありました。が、御承知のごとくアメリカ人は非常に貿易という問題には無関心でありまして、それでかような質問をしたのではないかと思いますが、例えば日本の場合で申しますと、数字がはつきりしないのでありますが、国内の生産と輸出を比較しますと、日本では大体今までも最高二〇%前後でありました。この率よりも非常に大きく行つてゐるのがイギリスであります。イギリスでは大体輸出目標は国内生産の五〇%という目標を出してゐるのであります。が、イギリスでは五〇%を輸出に売り、五〇%を国内に売つてゐるにもかかわらず、少しも国内価格の独占をやつてゐるといふ弊害が現に行われておりませんし、又それに対する法律の制定もないのであります。むしろ我々としては、こういう輸出業法のような法律によつて日本人の諸君には成るべく安く物を売つてそして国民生活水準を高める。併しながら外国人からは取れるだけドルを取つて、日本の貧弱なる資本蓄積に充てるということが我々の大きな狙ひであります。その意味から言うて成るべく外国人に對しては取れるだけ取るのが我々の輸出業法の目的ではないかと、かように考えます。今まではむしろ逆に日本の国内で

売れる価格よりも安く売つて外国人をして不当にいいものを安く買わしたといふのがむしろ弊害なのであります。逆に行くといいのが我々の狙ひであるという一言に尽きるかと思ひます。第二に本が若しもかような法律的措施をやるならばもう一遍ダンピングをするといふのであります。これもやはりアメリカ人が日本の貿易の歴史を知らないところから來てゐるのであります。日本で御承知のごとく貿易組合法等の、戦争前の歴史を見ますと、やはりそういう組合のない場合にはダンピングが始まつて、そして日本人も非常に損するが外国人の取扱業者も非常に損する。そこでまあ統制法規が出来まして、そしてこの貿易組合等が出て、そして初めてそこで安定した市価が出て、そして日本人も又外国人の取扱業者もともに利益をしたといふのが歴史の実情でありまして、全然逆に批評をしてゐるのではないかと、かように考えるのでございます。

○政府委員(内田總務) 先ほど申し上げましたのは、別に私の意見を申し上げたわけでもないのをごさいますから、その点誤解のないように願ひます。確かに私も似たような意見もよく申しております。これは、一体独禁法というものはアメリカだけにしかないのではなく、日本は、英國、ドイツ、ベルギーその他アメリカ等の多くの工業先進国とも競争して行かなければならぬので、それらと對抗するためにはやむを得ず我々に或る程度團結する自由がなくては困るのだといふことは、勿論我々として説明は微力ながらいたしておるわけなのであります。

ただそこまで参りますと、実は売手と買手との利害の対立といふことまで考へざるを得ないのじやないかと思ふのですが、バイヤーの立場も相当考へてゐるのではないかと想像いたします。であります。殊に最近御承知のように特需とか、新特需とか、こういうようなことがやはり皆意味の一種の貿易のようになつて現れてゐると思ふのです。そういう場合に売手側のものもろの企業が共同戦線を張りまして買手が競争によつて値を叩くことができなくなるような状態になることは好ましくない、こういうふうな考へでゐる面もあるのではないかと想像いたします。つまり猪谷さんのおつしやいことによつて、事業者が團結できないことが起つておるという、な不都合の面は、十分我々は少くとも了解いたしておりますし、或る程度はわからないことでもないのだらうと思ふのであります。が、併しそういう自由が与えられたときに併しもう一つ、なほかのこともできるやうになる、それは困る。こういう考へがあるのではないかと想像いたします。

○参考人(猪谷善一君) 只今内田総務部長から入札の話がありました。が、これも間違つた考への一つの例だと思ふのであります。我々が香港、シンガポール等に物を売る場合に、そして日本人のみが仮に團結を許されたといつたとしても、香港の市場の商品に對して引合が、或いはドイツからイタリヤ、フランス、イギリスからも來ておつて、やうして一番安くてものが初めて買われて、ここに輸出契約が成立するのであります。そういう場合には、つまり團結のある場合は入札の談合と同じであります。

で、一つの談合でありますからこれはいかんのであります。事いやくも外市場に關する場合は日本が一〇〇%独占的の團結がありまして、その商品に對する他の類似の競争者がたゞさんであるのでありますから、先ほど申しましたごとく、日本は現在の輸出では三十数番目に位しておまして、三十何カ國がいつも競争者として現れて來るものでありますから、その外国の消費者を搾取する、やうした不当に圧迫することはありません。これが外國貿易の特色であると言ひたいのです。

○委員(竹中七郎君) 私から内田さんにちよつと御質問いたしますが、先ほどいろいろ折衝中におきまして、これは経済的問題ではなくて政治的意味を含んでゐる。講和条約の発効後に改正したらいじやないか、こういうことを言つておられる、かういふ話であります。私の考へ方では、まだ講和になりまして日本にはアメリカ、和にやめる駐留軍がある、やういふものであるし、或いは経済的に相當援助を願ふなければならぬそのときに、講和になつたから、自分のいじやうな法律を作るといふことは甚だ今後の日米經濟協力でありまして、やういふ面におきまして支障を來たすのじやないか、それならば今のうちに關係方面の御意見とこちらの政府の意見が合つたところで、これを改正するのが今後の日本の經濟に對して非常に好結果をもたらすのじやないか、かように私は考へますが、この点につきまして、公取のほうではこれに御努力なさいましたかどうか。

○政府委員(内田總務) 只今の委員の場合は入札の談合と同じであります。で、一つの談合でありますからこれはいかんのであります。事いやくも外市場に關する場合は日本が一〇〇%独占的の團結がありまして、その商品に對する他の類似の競争者がたゞさんであるのでありますから、先ほど申しましたごとく、日本は現在の輸出では三十数番目に位しておまして、三十何カ國がいつも競争者として現れて來るものでありますから、その外国の消費者を搾取する、やうした不当に圧迫することはありません。これが外國貿易の特色であると言ひたいのです。

長の御意見全く私同感でございます。従ひまして、政府といたしましては、まさにその御旨からできる限り現在の段階のうちに或る程度の妥結点に達したいといふことで御努力相成つておるものと了解いたしまして、我々といひましたし、それにできる限り御協力いたしたいといふつもりでおるわけでございます。ただ先ほど申し上げましたのは、やういふことら側の意圖が必ずしも、これは感覺の相違と申します。それは受け取られてない節でございます。その点を申し上げただけでございます。

それからなお只今のことと関連しまして、講和後のことにつきまして、果してそれほど自由に行きますかどうかでございますか。これはもう最後は日本の實力の問題だと思ひますので、勿論私ども形式上の自由が直ちに實質上の自由だとは考へておりません。

○栗山真夫君 今のこれは独禁法或いは事業者団体法だけに限つたことではないのであります。連合國軍の占領管理下において各般の問題について民主化法案が現在存在しておるわけでありまして、この改正点が批准の後、兩条約の効力発生後は當然国内の一番大きな政治問題になることが予想せられるのであります。そこで今の御論議を聞いておきますと、効力発生前にやうか、発生後に行うかといふことに分れておるのであります。それは時間の問題になつておるのであります。私は重要性を感じないのであります。要は条約の効力が発生をし、日本が獨立國として再発足した後にやういふやうな法律が本當に日本の純国内問題として諸外國の關連性なしに、本當に自主的に改

正し得るかどうかということが私は問題になると思ふのであります。そういう点をどういう工合にお考えになつておるか。今お聞きするところによると、効力発生前はどうも承諾を得られないような雰囲気にある。こういうことをおつしやつたのでありますが、その裏返しは独立ができれば何ら問題なしに国内問題として措置できると、こういう工合に解釈できるのであります。が、果してそうであるかどうか。この点は非常に重要な問題であらうと思ひますので、公取は今までの折衝の過程、或いは今後のいゝ／＼なお見通しの上に立つてこれをどういう工合にお考えになつておるか。

○政府委員(内田藤雄君) 只今委員長の御質問に對しまして大体半ばお答えいたしましたかと思ひますが、先ほど申しましたのは、現在の段階では不可能だといふ結論を申上げたつもりではないのでございませう。独禁法と団体法の改正問題につきましては、独禁法四條、六條の点については相當はつきりこれを避けておるといふことは、これは大体想像にかたくないのでございませうが、それ以外の改正する問題を一切拒否するといふことでは無意味なと思ひます。先ほどはちよつと念のためによりに申上げたのでございませうが、併し底流といたしましては、なぜ今そう急ぐのだ、こういうことを申しておるのでございませう。實質的には異存のないことでも、果して今できるかどうかといふことをちよつと確言をいたしかねるという程度で申したつもりでございませう。それが誤解でございませう。それから今後は批准の、今それ

したつもりでございませうが、批准後は形式的には日本國家の自由だと考えます。併し問題は一体日本がそういうことをやつた時に受ける反動と利害を冷静に計算をいたしまして、一体どこまでやるのが結局において日本の利益になるかといふことは、これは公取だけ考へるべく余りに大きな点かと存じますので、ちよつと私から何とも申上げかねますが、併しその場合でも、とかく或る程度の外交的なサウンドを併行いたしまして無論或る程度の改正は可能であると考えます。

○栗山寛夫君 とうとういさしますと、工合よく行けば効力発生前においても若干の改正は不可能ではない、こういうことが明らかになつておる。ただ独禁法の筋金になつておる四條、五條の点についてはこれは非常にむづかしいあれが包蔵されておる。ところがその問題についてはこれはアメリカと日本の立場の違いがあるわけでありませう。従つて條約の効力が発生をいたしまして、日本が形式的には獨立國家となりませう。その後においてもやはりいろいろ／＼外交的な問題としての交渉の余地、或いは若干の掣肘というやうなものも度外視するわけには行かない。こういうやうな工合に理解しておいてよろしうございませうか。

○政府委員(内田藤雄君) 只今申上げましたように、私公正取引委員會の者といたしまして、その利害の計算といふものは簡単に申上げべくちよつと重要な問題だと存じますが、極く常識的に考へまして、今後日本がアメリカあたりの援助を相當受けると思ひまするならば、余り自由に振舞ふことはできないのではないか。こういう問題ではないかと考へる次第でございませう。実はちよつとこれは余談になりましたのですが、ただ獨禁法にからんだ問題については、アメリカとイギリスといふものは又ちよつと立場を異にしておる点がございますので、その間におきまして如何なる舵をとつて行くかといふことは、そう簡単な問題ではないと存じます。そこで獨禁法一點張りで日本の立場として行かないかと思ひませうし、或いは又ただ獨禁法が都合が悪いといふことだけでそう自由に改正ができますか、その点は疑問だと、こういうやうに考へる次第でございませう。

つて來られた猪谷善一氏から、そういった問題を含めて、米國を除いたその他の各國が日本經濟の獨立後のあり方についてどういふやうな見方をしておるか、或いはどういふやうな端納的な希望を持っておられるか、そういうやうな点を若しおつかみになつておられるならば一つお聞かせを願ひたいと思ひます。

○参考人(猪谷善一君) お許しを得まして、貿易に關する面から見ましたる点を申上げますと、御承知のごとく、ヨーロッパの各國は日本とは貿易上の關係は非常に深いのでございませうが、關係の深いのはいづれも植民地でありまして、我々日本としましては、植民地のものを、資源殊に非鉄金屬とか或いは纖維原料等の資源を非常に欲しいのでございませうし、現に買つておるのであります。それを引当てる現在には我々の纖維製品等を初めとする雜貨等を植民地へ売つておるのであります。従つて、ややもしますと、ヨーロッパに關する限りは本國との關係がどうも密接に行かないといふ問題があるものであります。それが現在しばしば言われておりますごとく、イギリスが批准をされた後においても日本に對しては最惠國待遇を与えんとか、或いはガットの加入を拒否するとか、こういうたやうな点をしばしば新聞で見るとあります。これは即ち植民地を確保したい本國の氣持が、日本に批准後若しもういふたやうな國際的な待遇を与へますることによつて、植民地を奪われるといふ心配を非常にしておるのであります。この点はよほど今後の日本におきましては大きな問題かと思ひます。

いま一つは、御承知のごとくガットの國連の主要加入國が、最近非常に労働立法等を尊重する社會黨、労働黨の勢力が強い關係上、日本の政府で発表します白書が、戦前の生活水準の漸く七九％であるといふ数字を発表しているのですが、これに對する非常に不満と心配を持つておるのであります。戦争前すら日本の生活水準は低いので、それが我々から言わせるとソーシャル・ダンピングの原因であつたにもかかわらず、現在戦後六年たつてもなお且つ戦争前の水準の七九％といふことでは非常に困る。それでは我々は同じ國連の仲間として平等に經濟上の取引をするのは困るのだといふ意見をしばしば持つておるのであります。これがイギリスにおきましては、先ほどの事業者団体法の改正につきましては割合に恬淡であります。労働基準法の改正に對する日本の輿論に對しては非常に力強い反駁を加へる原因かと考へるものであります。ただ問題としましては、やはりヨーロッパのフランスとかベルギーとかイギリス等の本國とも相當に商賣上の取引をするにとつて、單に植民地だけを互いに狙うのじやないといふことの実績を擧げる研究が非常に必要であると思ひます。ただ日本の貿易の構成から言ひまして、イギリスの本國なり或いはフランスなりベルギーなり、欲しいものはややもするとノン・エッセンシャル、今の準戰時態勢の物資から言ひますと重要なやないものが多いのでございませう。ここに松本參議院議員もお見えになつておられますが、例へばフランスの貿易にしますると、香料といふやうなものは向うは売りたいのです。併し日本の貿易のクラ

シワイケイションから言いますと、日本にとつてはノン・エツセンシャルは入れられないために、向うがやはり日本のノン・エツセンシャルを買つてくれないという問題が起つていたのであります。ヨーロッパ全体を見ますると、スターリングを初めとして相対日本は輸出超過でありまして、殊に十月末でポンドの手持は約五千万ポンドにのぼつておるわけでありまして、若しも仮にスターリングの切下げでもいたしますと、みす／＼折角我々が溜めた五千万ポンドは非常に大きな損害を受けるのであります。仮に損害を受けない、スターリングのデバリュエーションがなるとしてしましても、これを決済する方法が非常にむずかしい。こういう場合におきましては、日本の立場から言つて、やはり向うのノン・エツセンシャルを買つてあげることにやつて我々の輸出超過をカバーし、同時に又、更に我々のノン・エツセンシャルをヨーロッパに売ることによつて、日本の貿易を拡大再生産する、縮小再生産じやなくて、拡大再生産に向つて行くという御努力が望ましいのではないかと、かように考へるのであります。アメリカに關しましては、御承知のごとく非常に本年度もドル・ショーティジでありまして、恐らく今年で言いますと、商品貿易だけでは、本年度の輸出が、大体七億輸入して三億輸出できたら非常にいいほうであります。商品貿易だけでは七億ドル近いドルの不足があるわけで、幸い新特需等がありましますので、相當に幅は減つて来ると思ひますが、どういふ工合にドルの不足を商品の面で補うかという面につきましては、話が又元に戻りますが、事業

者団体法等の改正によつて、ドルに關する限りはもう少し輸出を振興する必要がある。それには、今は安売りをしております。小さな機械品とか或いは金銀等の原料品或いは雜貨等の品物を安売しないように、如何にドルを余計とるかという方法がドル・ショーティジを解決する一つの大きな方法であると思ふのであります。ただ如何せん、日本は欧州並びに植民地に對しては非常な輸出超過で、スターリング等を初めとするところの手持がどんどん殖えて行きますが、片や太平洋を隔てて向う側はドルが足りない、而もヨーロッパで溜つた外貨はドルに換わらんとするの悩みを當分統括して持たなければならぬのであります。この点を通産委員会とされましても大いに御研究願ひたい、かように考へる次第であります。

○栗山眞夫君 大体よくわかりました。問題は、猪谷さんは、今まで安売をしていたが、事業者団体法の改正によつて輸出組合を作り海外についてはできるだけ高く売込みたいのだ、こういうことをおつしやつたわけでありまします。我々も至極そういふふうに運ばば賛成なわけでありまします。ところが實際にはそういうふうにして法律の改正をもちろまれておりますけれども、それだけならば結構であります。その反對に、先ほど言われました価格形成の最も重要な部分を占める賃金問題の關係で、労働基準法等はやはりぐつと切下げたいという世論が国内に起きておる。而もこれも日本が独立すれば日本の国内問題として処理される。こういうことになりましますと、高く売りたいというあなたたちの御意見が、海

外の人から見ればやはりチープ・レーバーで以て相當欧米各国の品物よりも安く売込んで来るのじやないか、こういうような疑念を持つて来られる。そこで今のようなお話の問題は、やはり一つの政治問題として國の中の世論をはつきりと一つの方針で固めて、そうして成るほど高く海外へ売り付けるのだ、日本の國民の生活水準も海外並みに引上げる努力を払いながら正常な貿易をやるのだと、こういう印象を植え付けて行かないと、なか／＼私は物事は成功しないのじやないか、こういう考へ方を持つてございしますが、この点はどうか考へてございしますか。

○参考人(猪谷善一君) 取急ぎまして一言申し上げますが、日本の名目賃金、まあ大体賃金ベースかれこれ一万円といたしまして、大体アメリカではその十倍近くと思ひます。それからイギリスは三倍、フランスは二倍半であります。或いはドイツも大体二倍半くらいです。名目賃金だけでは日本の十倍乃至三倍近い製品が大体日本の商品とぶつかるわけでありまします。然らば日本の商品がそれだけ國際水準で、或いは十分の一なり、或いは三分の一であるかというところじやないのではありません。それはやはり一つの製品價格の上で以て占めざる賃金よりも原料が非常に或る場合は高くなつておる。殊に最近御承知のごとくアメリカの原料を使うものですから、アメリカの原料は高い賃金で採られた原料が多いのですから、それが日本の加工品に入つて来るから非常に原料に含まれるウエイトが高いのです。それが一つ、いま一つは運賃が非常に日本は商船隊を持つていない關係上不当なる運賃を払わされておる。殊に最近日本の商品に對してはゆるゆるコンファレンス、海運同盟の圧迫がなか／＼あります。殊に濠洲のごときは日本のシツパースが、荷物を出します人々が非常な圧迫を受けて、思うように船腹もとれず、それから不當なる運賃をとられる、こういう二面が今申しました國際商品の競争の上で賃金が安いにもかかわらず、或る場合には國際價格以上に我々の商品が出ておるといふ面がありますので、こういう二面も併せてやはり御研究願ひたい。これは我々の貿易の振興が非常に伸びが悪いのじやないか。これも一つ合せて御研究願ひたい、この機会にお願ひ申し上げます。

○委員長(竹中七郎君) 私からもう一通ちよつと伺ひますが、先ほど内田さんからお話がありました。いろいろ日本に對します考へ方があるのですが、これは英國と日本との貿易の關係において、どういふ事業者団体法なんかで許す、日本より英國のほうが重要視されるために、そういうことをやられるというふうな、そういうふうなわけです。今後、只今猪谷さんが言われました通り日本の貿易は英國と相當競争の形になつておる。だから英國と日本とのまゝ何と申しますか、競争と申しますか、いろいろの噛み合ひなんかに關しまして、日本を抑えておく、そういうふうなところは、どういふのですか。

○政府委員(内田藤雄君) そこまでの感じは受けたことはございせん。まず、先ほど私が申し上げました、ちよつとコンファレンスのお話も出しましたので一言申し上げます、例えばコンファレンスの問題などというものはアメリカのコンファレンスに對する政策とい

まして、当時日本がこの法令を作成したときと今日とはもう非常な時代の変遷もあるし、それから国情も違ひに、外国の法律をそのまま植付けたというようなことが日本の経済界を相当弱体化しておるといふことは、もう当事者は十二分におわかりだと思つてすけれども、ただ先ほどの公取のお話を聞くといつも政府のやつていふことと同じことで情けないお話を聞くのであります。四条と六条は手を付けちゃいかんとか、輸出組合法もさういふような形だから手を付けちゃいかんと、さういふようなことでこの法の改正をやつても私は何にもならんと思つたので、さういふ点に對して一体政府當局としては強力に出して今後の日本の経済界の弱体化を救うべくこの面に對して努力するのさしつかへないのか。さういふ点だけ一つはつきり御返事願ひたいと思つたのであります。

○政府委員(内田藤雄君) ちよつと私どももお答えいたすほど余りに貧弱な官僚に過ぎんと存するのであります。が、お説のように四条、六条の改正点というものは問題だけに、例えて申しますならばその改正案を出しましたときの説明書などもつばらそこに重点をおいてやつております。従いましてその理由書を作り出すときには決して我々だけではございませんで、むしろ先ほど冒頭に申し上げましたように内閣におきまして各経済官庁の意見を総合せられまして、安本からも、通産省からも、農林省からも、各方面の意見を集められまして、相当長い理由書を出したわけでございます。ただ今の委員の御質問は、強力にという意味がどの程度のことを意味しておるのですか、

まあ一応我々事務當局程度のものといつたしましてはできる限りの努力をいたしたつもりでございますけれども、併し御満足に行くほど強力であつたかどうか、これはちよつと私からは申し上げられませんが、

○委員長(竹中七郎君) では只今松尾通商局長が来られましたので、輸出業法に關して通商局長の意見を求めたいと思ひます。通商局長松尾君。

○説明員(松尾泰一君) ちよつと中座をいたしておりました。お尋ねの御趣旨は十分了解し得なかつたかと思つたのであります。この輸出業法と言いますか、輸出組合法と言いますか、要するに輸出業者なり、輸入業者なり、要するに貿易業者の団体化の問題についてのお尋ねと思つたのであります。かねてから業界のほうから輸出組合法と言ひますか、輸出業法と言ひますか、さういふものについて非常に強い要望もあつたわけでありまして。又最近かなり輸出業者間の売込みの競争が激化いたしました結果、安売りの弊害も現れてゐるのであります。現在のところは止むを得ませんので、輸出貿易管理令によりまして安売りの防止のために、一部の商品を、輸出商品品目にいたしまして、輸出価格の調整を役所みずからやつてゐるような次第なんでありまして、曾てはさういふ事例は各輸出組合のほうで十分に調整がされておつたのが戦前の例であつたわけでありまして、通産省、特に我々通商局長といつたしましては、やはりこの際輸出組合というふうな組織を認めるのが、さういふふうな安売りの防止なりその他の積極的な輸出振興を図る上におきまして、有効適切な方策ではなからうかと

いうことで前々から研究をいたしてゐるような次第なんでありまして、先ほども公正取引委員会のほうからいろいろお話があつたかも知れませんが、他方独禁法なり事業者団体法の改正の問題が進められておりましたので、実はそのほうに望みを寄つて、実は情勢を静観しておつたわけでありまして。従いまして飽くまでもこの輸出組合法なり、輸出業法の問題は、その法の本位の進み方と歩調を合せなければいけませんので、時期等につきましては、今後問題があらうかと思ひます。し、又過去の輸出組合が、さういふものか對外的に非常な不評をかつておりました。印象が悪いのであります。さういふふうな不評なり悪印象を緩和しつゝ問題を進めるほうが、適當な行き方ではなからうかと思ひまして、それらについても慎重な検討をいたしてゐるのであります。要するにさういふ問題もあるものであります。我々事務當局といたしましてはできるだけ早い機会にさういふ法律を持ちたいといふことで、今その内容なり、さういふふうな範圍を包含するかどうかという点で研究を進めてゐるという段階でございます。

○境野清雄君 そすると輸出組合法を制定するといふことに關して、通産省からまだ交渉したことは一度もないといふことでございませうか。

○説明員(松尾泰一君) 実は最近は専ら独占禁止法なり事業者団体法の改正の問題が表面に出て進められておりますので、実は輸出組合法とか輸出業法という、さういふ一部門の問題について本体の話が進んでゐるときに話を持込むといふことは、却つて工合が悪

からうといふことで、実は独占禁止法なり事業者団体法の改正のほうを見つゝ、つまり静観をしておつたような感じでありまして、その独占禁止法なり事業者団体法の改正が問題になる前、かなり以前になりましたが、その頃には關係方面のほうへ素案を持込んだことも一、二度あるわけでありまして。

○境野清雄君 さういふところはどうか、通産省として考え違ひいふなにかと思つたので、例へば輸出組合法制定といふものは業者も非常に渴望してゐる問題で、先ほど猪谷さんからお話があつた通りに、これはソシアル・ダンピングに關連のないといふことは明らかです。又国内価格といふものには對するこの物価の問題といふようなことも關連のないといふようなことは明らかであります。さういふことは明らかに通産省としては輸出組合法はどうしても制定したい、さういふ面から押してゐる。一方からは事業者団体法なり私的独占禁止法の改正をやつて行くといふようなことにならば、獨禁法の第六條がさつきからなかなか問題が解けないといふようなものだから、それほど必要なものならぬといふようなお考えを起されるので、輸出組合法は輸出組合法としてそのもの自体で押して行くほうがよいといふようなふうな考えも起るのでございませうか、もう少しこれも通産省としては熱を入れられたら如何でしょうか。

ヨンの嫌ひがありますが、我々としてはできるだけ早くやりたいと早くやりたいと思つております。

○委員長(竹中七郎君) それでは質問がありませんようですから……

○中川以夏君 ちよつと……各委員から關係當局へのいろいろの希望がございましたので、今のお話のように事務當局としては私は一杯やつておると思つたので、それを何ともしも一つ通産大臣並びに公取の委員長は本當にその氣持になつてもならなければならぬ。一つ通産大臣並びに公取委員長を次の機会に御出席頂きます。御希望の徹底するように一つ皆さんからして頂き、又はつきりした説明を求められさういふに取計られたらと思ひます。

○委員長(竹中七郎君) 只今中川委員からの御希望に對しましては委員長のほうからさういふ取計いたします。本日は猪谷さん、稲川さん、非常に御多忙のところお出かけ下さいまして非常に参考になりました。有難うございました。本日はこの程度にいたしまして散会いたしたいと思います。御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないと認めて、それではこの程度で散会いたします。

午後三時二十九分散会

十一月九日本委員会に左の事件を付託された

一、高知県伊野町製紙工場排液の被害防除に關する請願(第七八三号)

一、自転車競技法第十條改正に關する陳情(第一七七号)

第七八三号 昭和二十六年十月三十日受理

高知県伊野町製紙工場排水の被害防除に関する請願

請願者 高知県吾川郡弘岡下ノ村長 川田卓爾外十六名

紹介議員 寺尾 豊君 入交 太藏君 西山 亀七君

高知県吾川郡の南部諸村は、同郡伊野町所在の製紙工場排水により、数年来にわたる被害をこうむり、その対策に苦心しているが、被害の実態を科学的には把握することが困難なため、何等防除措置が講ぜられず現在に至つてゐる。しかるに近時工場的发展増加および排水の濃度増大に伴い、被害は急激に増大し、農民の不安は深刻となつてゐるから、被害実情の調査を実施するとともに防除対策の確立について万全を期せられたいとの請願。

第一七七号 昭和二十六年十月三十日受理

自転車競技法第十条改正に関する陳情 陳情者 北海道函館市議會議長 高木直行

創設以来幾多の余曲折を経た競輪事業は、近時順調な発展を遂げつつあるが、施行者の並々ならぬ努力にかかわらず施行地の立地条件その他の事情で十分な成果を上げていないから、自転車競争事業本来の目的を達成するため、車券売上高一回三千万円以下の場合は、国庫納付金を全額免除とし、三千万円を超える額に対しては百分の四とせられたいとの陳情。

十一月十二日予備審査のため、本委員

昭和二十六年十二月十一日印刷

会に左の事件を付託された。

一、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(衆)

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

法律第十四号の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「貿易組合及貿易組合連合会」を削る。

第二条第一項中「東京市」を「東京都」に改める。

第三条第一項中「貿易組合連合会、信用金庫又ハ銀行」を「銀行又ハ信用金庫」に改め、同条第二項中「連合会」を削り、同条第三項中「又ハ貿易組合連合会」及び「又ハ所屬連合会」を削り、「所屬組合」を「其ノ構成員(構成員が事業協同組合タルトキハ其ノ組合員ヲ含ム以下同ジ)に改め、同条第四項中「又ハ貿易組合連合会」を削る。

第五条第六号及び第十号中「又ハ所屬連合会」を削る。

第七条第一項中「中小企業等協同組合、貿易組合又ハ貿易組合連合会」を「又ハ中小企業等協同組合」に改め、同条第二項中「又ハ連合会」を削り、「千口」を「一万口に改める。

第二十二條を次のように改める。

第二十三條中「第四百四十條第五号」を「第四百四十條第四号」に改める。

第二十七條第一項但書中「及貿易組合」を削る。

第二十八條第一項第一号から第三号まで、第五号及び第七号中「所屬連合会」を「其ノ構成員に改め、同項第四号中「所屬連合会」を「其ノ構成員ノ為ニ債務ノ保証」に改め、同項第六号中「貿易組合、貿易組合連合会、公共団体其ノ他官利ヲ目的トセザル法人」を「其ノ構成員、公共団体其ノ他官利ヲ目的トセザル法人又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行其ノ他ノ金融機關」に改め、同項第八号中「又ハ所屬連合会」を削る。

第二十八條ノ三、商工組合中央金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケケ国、公共団体又ハ銀行其ノ他ノ金融機關ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得

第二十九條第一項第三号中「貿易組合、貿易組合連合会又ハ食糧営団」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行其ノ他ノ金融機關ニ対シ短期貸付ヲ為スコト

第五十條第一項中「一年」を「三年」に、「千円」を「二十万円」に改める。

第五十一條中「百円以上千円以下」を「千円以上三万円以下」に改める。

第五十二條及び第五十三條中「十円以上五百円以下」を「千円以上一万円以下」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十六年十二月十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局